

ASAHIネット 光 with フレッツコース規約 新旧対照表 2024年1月10日改正

改正後		改正前
<p>第1条 総則</p> <p>1.本規約は、株式会社朝日ネット(以下「当社」という)が、東日本電信電話株式会社(以下「NTT東日本」という)または西日本電信電話株式会社(以下「NTT西日本」という)の提供するフレッツ 光ネクスト、フレッツ 光ライトおよびフレッツ 光クロス等(以下総称して「フレッツ 光」という)のサービスを利用して提供するインターネット接続サービス「光 withフレッツコース」(以下「本サービス」という)を利用する当社会員に適用されます。</p>	<p>(削除) (追加) (変更)</p>	<p>第1条 総則</p> <p>1.本規約は、株式会社朝日ネット(以下「当社」という)が、東日本電信電話株式会社(以下「NTT東日本」という)又は西日本電信電話株式会社(以下「NTT西日本」という)がフレッツ 光ネクスト及びフレッツ 光ライト並びにNTT東日本が、フレッツ 光クロス等(以下総称して「フレッツ 光ネクスト等」という)のサービス名称で提供するインターネット接続環境を利用して提供する「光 withフレッツコース」(以下「本サービス」という)を利用する当社会員に適用されます。</p>
<p>第2条 サービスの内容</p> <p>本サービスは、会員(個人会員、法人会員)の依頼によって、以下の各号に定めるサービスを会員に提供するサービスです。但し、フレッツ 光クロスに対応する本サービスにおいては、第1号および第2号に定めるサービスは提供されません。</p> <p>(1) NTT東日本またはNTT西日本へのフレッツ 光の申込手続き代行</p> <p>(2)フレッツ 光の開通までの問い合わせ受付</p> <p>(3)当社の対象コース利用</p>	<p>(削除) (変更)</p>	<p>第2条 サービスの内容</p> <p>本サービスは、会員(個人会員、法人会員)の依頼によって、以下の各号に定めるサービスを会員に提供するサービスです。但し、NTT東日本のフレッツ 光クロスに対応する本サービスにおいては、第1号及び第2号に定めるサービスは提供されません。</p> <p>(1) NTT東日本又はNTT西日本へのフレッツ 光ネクスト等の申込手続き代行</p> <p>(2)フレッツ 光ネクスト等の開通までの問い合わせ受付</p> <p>(3)当社の対象コース利用</p>

ASAHIネット 光 with フレッツコース規約 新旧対照表 2024年1月10日改正

改正後		改正前
<p>第3条 契約の申し込みと承認</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 会員は、会員規約、本規約および当社が別途定める各種規約等、ならびにNTT東日本、NTT西日本が定める「IP通信網サービス契約約款」、その他フレッツ 光にかかわる諸規定に同意し、かつ当社の所定の方法にて本サービスを申し込む必要があります。当社は、当社が承認した会員に対して本サービスを提供いたします。なお、フレッツ 光の利用に関する契約については、NTT東日本、NTT西日本が別途定める「IP通信網サービス契約約款」に従い、別途会員とNTT東日本、NTT西日本との間において締結されるものとします。 2. 前項の規定にかかわらず、フレッツ 光の利用料金等の消費税について免税扱いとなっている大使館および大使等または学校向け特別割引プラン(スクールタイプ含む)等の当社が別途定める場合には、会員は、本サービスの提供を受けられないことがあります。 	<p>(削除) (変更)</p>	<p>第3条 契約の申し込みと承認</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 会員は、会員規約、本規約及び当社が別途定める各種規約等、ならびにNTT東日本、NTT西日本が定めるIP通信網サービス契約約款」、その他フレッツ 光ネクスト等にかかわる諸規定に同意し、かつ当社の所定の方法にて本サービスを申し込む必要があります。当社は、当社が承認した会員に対して本サービスを提供いたします。なお、フレッツ 光ネクスト等の利用に関する契約については、NTT東日本、NTT西日本が別途定める「IP通信網サービス契約約款」に従い、別途会員とNTT東日本、NTT西日本との間において締結されるものとします。 2. 前項の規定にかかわらず、フレッツ 光ネクスト等の利用料金等の消費税について免税扱いとなっている大使館及び大使等または学校向け特別割引プラン(スクールタイプ含む)等の当社が別途定める場合には、会員は、本サービスの提供を受けられないことがあります。
<p>第4条 料金および支払方法</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 本サービスを2010年1月31日以前に申し込みをした会員については、別途定める条件に従い、フレッツ 光の利用料金およびASAHIネットの利用料金を合わせた額を、当社よりご請求します。本サービスを2010年2月1日以降に申し込みをした会員については、フレッツ 光の利用料金はNTT東日本、NTT西日本より会員へ直接請求され、ASAHIネットの利用料金は当社より請求します。以下の料金については、申し込みの日付にか 	<p>(削除) (変更)</p>	<p>第4条 料金及び支払方法</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 本サービスを2010年1月31日以前に申し込みをした会員については、別途定める条件に従い、フレッツ 光ネクスト等の利用料金及びASAHIネットの利用料金を合わせた額を、当社よりご請求します。本サービスを2010年2月1日以降に申し込みをした会員については、フレッツ 光ネクスト等の利用料金はNTT東日本、NTT西日本より会員へ直接請求され、ASAHIネットの利用料金は当社より請求します。以下の料金については、申

ASAHIネット 光 with フレッツコース規約 新旧対照表 2024年1月10日改正

改正後		改正前
<p>かわらずNTT東日本、NTT西日本から会員へ直接請求されます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 電話基本料、通話料等のフレッツ 光以外の料金 ● ひかり電話基本料、通信料等 ● フレッツ・オンデマンド(フレッツ・スクウェア)有料情報サービス利用料 ● 売切機器代金等 ● NTT東日本またはNTT西日本が、当該サービス利用者に対して、請求することを妥当と判断した場合のフレッツ 光の料金 <p>2. 本サービスを解約もしくは何らかの事由により、本サービスの適用ができなくなった場合は、フレッツ 光の利用料金等については、NTT東日本またはNTT西日本から直接、フレッツ 光の契約者へ請求させていただきます。</p>		<p>し込みの日付にかかわらずNTT東日本、NTT西日本から会員へ直接請求されます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 電話基本料、通話料等のフレッツ 光ネクスト等以外の料金 ● ひかり電話基本料、通信料等 ● フレッツ・オンデマンド(フレッツ・スクウェア)有料情報サービス利用料 ● 売切機器代金等 ● NTT東日本またはNTT西日本が、当該サービス利用者に対して、請求することを妥当と判断した場合のフレッツ 光ネクスト等の料金 <p>2. 本サービスを解約もしくは何らかの事由により、本サービスの適用ができなくなった場合は、フレッツ 光ネクスト等の利用料金等については、NTT東日本またはNTT西日本から直接、フレッツ 光ネクスト等の契約者へ請求させていただきます。</p>
<p>第6条 解約</p> <p>3. 会員が、本サービスの解約の手続きを行わずにフレッツ 光を解約した場合であって、当社が、会員の本サービスの利用を継続する意思の確認ができないときまたは当社が相当と認めるときは、当社が定める日をもって、本サービスの適用を解除し、または会員が退会したものとみなすことができますものとしします。</p>	(削除)	<p>第6条 解約</p> <p>3. 会員が、本サービスの解約の手続きを行わずにフレッツ 光ネクスト等を解約した場合であって、当社が、会員の本サービスの利用を継続する意思の確認ができないときまたは当社が相当と認めるときは、当社が定める日をもって、本サービスの適用を解除し、または会員が退会したものとみなすことができますものとしします。</p>
<p>第9条 契約単位</p> <p>当社は、フレッツ 光1利用契約に対し、1の本サービス利用契約を締結します。</p>	(削除)	<p>第9条 契約単位</p> <p>当社は、フレッツ 光ネクスト等1利用契約に対し、1の本サービス利用契約を締結します。</p>

ASAHIネット 光 with フレッツコース規約 新旧対照表 2024年1月10日改正

改正後		改正前
第10条 会員情報の取り扱い 会員は、本サービスを提供する目的で当社とNTT東日本またはまたはNTT西日本との間で会員に関する情報を相互に通知することを、承諾していただきます。	(変更) (変更)	第10条 会員情報の取り扱い 会員は、本サービスを提供する目的で当社とNTT東日本又はまたはNTT西日本との間で会員に関する情報を相互に通知することを、承諾していただきます。